

社会保険ひろしま

第846号

- 被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済」の✓を忘れずに
- 被保険者が退職したときは届出が必要です
- 「ねんきんネット」で将来の生活設計について考えてみませんか？
- Twitter（ツイッター）による情報発信のお知らせ
- その他 出張相談所開設のご案内（3月） 他
- 平成31年3月分（4月納付分）～の協会けんぽの保険料率についてお知らせします
- 健康保険、厚生年金保険料の保険料額表



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

平成30年12月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		52,897	52,287
船舶所有者数		280	344
被保険者数	男性	513,346人	384,217人
	女性	309,155人	253,322人
	船員	3,244人	3,316人

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済み」の✓を忘れずに

- 平成30年10月から「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する証明書類の取扱いが変更になりました。
- 変更後は、原則、「身分関係」「生計維持関係」各々の内容が確認できる書類の添付が必要です。ただし、次の二つの要件をいづれも満たすと、身分関係の確認ができる書類の添付を省略できます。

- ・事業主が、戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄「続柄確認済み□」にチェックマーク(✓)が付されている。
(備考欄に「続柄確認済み□」の記載がない届書の使用時は、同欄に「続柄確認済み」と記載)
- ・届書にマイナンバーが記載されている。

被保険者が退職したときは届出が必要です

- 被保険者が退職したときなど、被保険者に該当しなくなった場合には「被保険者資格喪失届」を5日以内にご提出ください。
 - ・被保険者が退職したときの資格喪失日は、「退職日の翌日」です。
(例)3月31日付退職 → 資格喪失日は4月1日
 - ・「協会けんぽ」に加入していたときは、次の書類を必ず添付してください。
健康保険被保険者証または高齢受給者証等(本人および家族の分)
- 詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

「ねんきんネット」で将来の生活設計について考えてみませんか？

- 「ねんきんネット」の便利な機能
 - ・年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
 - ・電子版「ねんきん定期便」の確認
 - ・全期間の年金記録の確認
 - ・通知書の再交付申請
- 24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を将来の生活設計にご活用下さい。
- 基礎年金番号とねんきん定期便などでお知らせしている「ねんきんネットのアクセスキー」等を入力いただくことで簡単に登録できます。ぜひ登録いただきますよう従業員の皆さまへ周知をお願いします。



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット



詳しくはWEBで！

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

スマートフォンで
ご利用登録の方はこちら

Twitter (ツイッター) による情報発信のお知らせ

日本年金機構ではツイッター(アカウント: @Nenkin_Kikou)による情報発信をしています。各種手続きやお送りする通知書の情報など、公的年金に関する様々な情報を発信していますので、ぜひご利用ください。



日本年金機構
Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内（3月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	3月28日（木）	10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2 ① 相談日の前日 ② ※2 参照
竹原市	3月13日（水）	10:00~15:30	人権センター1階会議室 （竹原市中央 5-5-17）	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日 3月21日は祝日のため 開催しません。	10:00~15:30	尾道市市民会館 （旧：尾道市公会堂別館）	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日	10:00~15:30	因島総合支所 4階会議室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室	
世羅町	3月14日（木）	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107
庄原市	3月20日（水）	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係 ☎050-5812-1854、
芸北支所 ☎050-5812-2110、大朝支所 ☎050-5812-2211、豊平支所 ☎050-5812-1122 で受け付けます。

◆ 手話による年金相談のご案内

会 場	日 時	毎月第二土曜日（13時～16時）は事前 申込みにより、県内の年金事務所を手話 による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	3月13日（水）13:00~15:00	
福山年金事務所	3月13日（水）13:00~15:00	

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	年金事務所
広島東年金事務所5階会議室	3月28日（木）13:30~16:00	広島東年金事務所
備後地域地場産業振興センター （福山市東深津町3-2-13）	3月28日（木）13:30~16:00	福山年金事務所
呉年金事務所3階会議室	3月15日（金）13:30~16:00	呉年金事務所
三原年金事務所2階会議室	3月20日（水）13:30~16:00	三原年金事務所
三次市民ホールきりり スタジオ2	3月19日（火）13:30~16:00	三次年金事務所

●対象者 ①新任事務担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあった
スタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。○予約による相談は8:30~16:00（月~金曜日）に実施します。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けています。

平成31年3月分(4月納付分)~の 協会けんぽの保険料率について お知らせします。



広島支部の健康保険料率は据え置きとなります。
介護保険料率は変更となります。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

平成31年2月分(3月納付分)まで	健康保険料率	平成31年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の 10.00%	➔	給与・賞与の 10.00%
平成31年2月分(3月納付分)まで	介護保険料率	平成31年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の 1.57%	➔	給与・賞与の 1.73%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

(保険料額表は裏面をご覧ください) ●保険料額表は1年間有効になりますので、大切に保存してください。

なお、平成31年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(10.00%)のうち6.49%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.51%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

日本年金機構・全国健康保険協会 広島支部

(<https://www.nenkin.go.jp/>)

(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

平成31年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険料率：平成30年3月分～ 適用
- 厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
- 介護保険料率：平成31年3月分～ 適用
- 子ども・子育て拠出金率：平成30年4月分～ 適用

(広島県)

(単位：円)

等級	月額	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.00%		11.73%		18.300%※	
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額		
1	58,000	円以上 ~ 円未満	5,800.0	2,900.0	6,803.4	3,401.7			
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,800.0	3,400.0	7,976.4	3,988.2			
3	78,000	73,000 ~ 83,000	7,800.0	3,900.0	9,149.4	4,574.7			
4(1)	88,000	83,000 ~ 93,000	8,800.0	4,400.0	10,322.4	5,161.2	16,104.00	8,052.00	
5(2)	98,000	93,000 ~ 101,000	9,800.0	4,900.0	11,495.4	5,747.7	17,934.00	8,967.00	
6(3)	104,000	101,000 ~ 107,000	10,400.0	5,200.0	12,199.2	6,099.6	19,032.00	9,516.00	
7(4)	110,000	107,000 ~ 114,000	11,000.0	5,500.0	12,903.0	6,451.5	20,130.00	10,065.00	
8(5)	118,000	114,000 ~ 122,000	11,800.0	5,900.0	13,841.4	6,920.7	21,594.00	10,797.00	
9(6)	126,000	122,000 ~ 130,000	12,600.0	6,300.0	14,779.8	7,389.9	23,058.00	11,529.00	
10(7)	134,000	130,000 ~ 138,000	13,400.0	6,700.0	15,718.2	7,859.1	24,522.00	12,261.00	
11(8)	142,000	138,000 ~ 146,000	14,200.0	7,100.0	16,656.6	8,328.3	25,986.00	12,993.00	
12(9)	150,000	146,000 ~ 155,000	15,000.0	7,500.0	17,595.0	8,797.5	27,450.00	13,725.00	
13(10)	160,000	155,000 ~ 165,000	16,000.0	8,000.0	18,768.0	9,384.0	29,280.00	14,640.00	
14(11)	170,000	165,000 ~ 175,000	17,000.0	8,500.0	19,941.0	9,970.5	31,110.00	15,555.00	
15(12)	180,000	175,000 ~ 185,000	18,000.0	9,000.0	21,114.0	10,557.0	32,940.00	16,470.00	
16(13)	190,000	185,000 ~ 195,000	19,000.0	9,500.0	22,287.0	11,143.5	34,770.00	17,385.00	
17(14)	200,000	195,000 ~ 210,000	20,000.0	10,000.0	23,460.0	11,730.0	36,600.00	18,300.00	
18(15)	220,000	210,000 ~ 230,000	22,000.0	11,000.0	25,806.0	12,903.0	40,260.00	20,130.00	
19(16)	240,000	230,000 ~ 250,000	24,000.0	12,000.0	28,152.0	14,076.0	43,920.00	21,960.00	
20(17)	260,000	250,000 ~ 270,000	26,000.0	13,000.0	30,498.0	15,249.0	47,580.00	23,790.00	
21(18)	280,000	270,000 ~ 290,000	28,000.0	14,000.0	32,844.0	16,422.0	51,240.00	25,620.00	
22(19)	300,000	290,000 ~ 310,000	30,000.0	15,000.0	35,190.0	17,595.0	54,900.00	27,450.00	
23(20)	320,000	310,000 ~ 330,000	32,000.0	16,000.0	37,536.0	18,768.0	58,560.00	29,280.00	
24(21)	340,000	330,000 ~ 350,000	34,000.0	17,000.0	39,882.0	19,941.0	62,220.00	31,110.00	
25(22)	360,000	350,000 ~ 370,000	36,000.0	18,000.0	42,228.0	21,114.0	65,880.00	32,940.00	
26(23)	380,000	370,000 ~ 395,000	38,000.0	19,000.0	44,574.0	22,287.0	69,540.00	34,770.00	
27(24)	410,000	395,000 ~ 425,000	41,000.0	20,500.0	48,093.0	24,046.5	75,030.00	37,515.00	
28(25)	440,000	425,000 ~ 455,000	44,000.0	22,000.0	51,612.0	25,806.0	80,520.00	40,260.00	
29(26)	470,000	455,000 ~ 485,000	47,000.0	23,500.0	55,131.0	27,565.5	86,010.00	43,005.00	
30(27)	500,000	485,000 ~ 515,000	50,000.0	25,000.0	58,650.0	29,325.0	91,500.00	45,750.00	
31(28)	530,000	515,000 ~ 545,000	53,000.0	26,500.0	62,169.0	31,084.5	96,990.00	48,495.00	
32(29)	560,000	545,000 ~ 575,000	56,000.0	28,000.0	65,688.0	32,844.0	102,480.00	51,240.00	
33(30)	590,000	575,000 ~ 605,000	59,000.0	29,500.0	69,207.0	34,603.5	107,970.00	53,985.00	
34(31)	620,000	605,000 ~ 635,000	62,000.0	31,000.0	72,726.0	36,363.0	113,460.00	56,730.00	
35	650,000	635,000 ~ 665,000	65,000.0	32,500.0	76,245.0	38,122.5			
36	680,000	665,000 ~ 695,000	68,000.0	34,000.0	79,764.0	39,882.0			
37	710,000	695,000 ~ 730,000	71,000.0	35,500.0	83,283.0	41,641.5			
38	750,000	730,000 ~ 770,000	75,000.0	37,500.0	87,975.0	43,987.5			
39	790,000	770,000 ~ 810,000	79,000.0	39,500.0	92,667.0	46,333.5			
40	830,000	810,000 ~ 855,000	83,000.0	41,500.0	97,359.0	48,679.5			
41	880,000	855,000 ~ 905,000	88,000.0	44,000.0	103,224.0	51,612.0			
42	930,000	905,000 ~ 955,000	93,000.0	46,500.0	109,089.0	54,544.5			
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	98,000.0	49,000.0	114,954.0	57,477.0			
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	103,000.0	51,500.0	120,819.0	60,409.5			
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	109,000.0	54,500.0	127,857.0	63,928.5			
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	115,000.0	57,500.0	134,895.0	67,447.5			
47	1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000	121,000.0	60,500.0	141,933.0	70,966.5			
48	1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000	127,000.0	63,500.0	148,971.0	74,485.5			
49	1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000	133,000.0	66,500.0	156,009.0	78,004.5			
50	1,390,000	1,355,000 ~	139,000.0	69,500.0	163,047.0	81,523.5			

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.00%)に介護保険料率(1.73%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 34(31)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。
- ◆平成31年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(喪の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.29%)を乗じて得た額の総額となります。